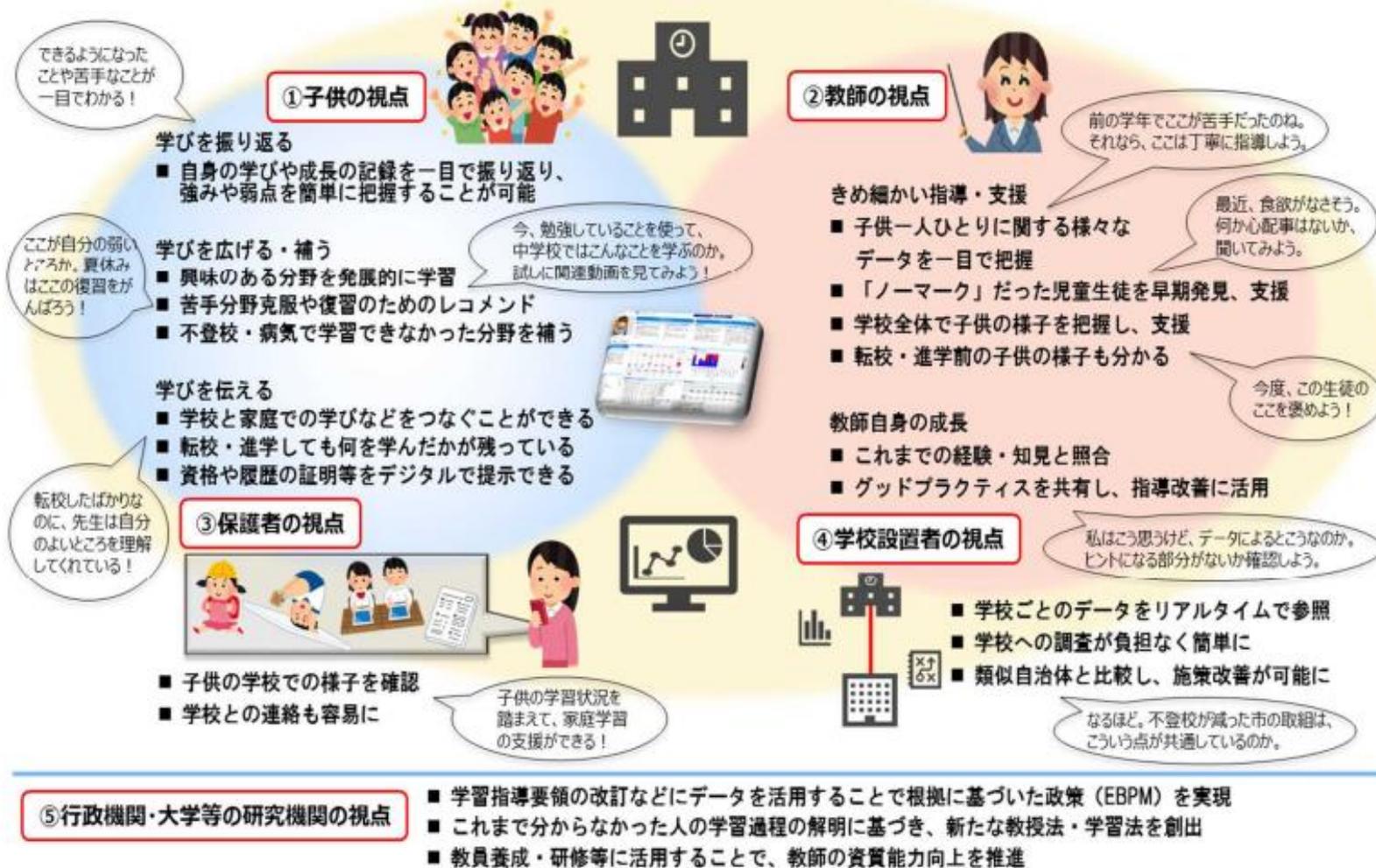


教育データの利活用の目的(具体的イメージ)

- 昨年3月の本有識者会議の中間まとめにおいて、文部科学省等における実証事業等の成果や各委員の知見等を踏まえ、教育データをフルに活用する具体的なイメージ等をまとめている。
- 1人1台端末環境の進展等に伴い状況も変化している中、さらに目的やイメージなどで深掘りすべき点はないか。



教育データの利活用の原則

(1) 教育・学習は、技術に優先すること

- 教育データを利活用する目的は、これらのデータをもとに、一人一人の児童生徒の状況を多面的に確認し、学習指導・生徒指導・学級経営・学校運営など教育活動の各場面において、一人一人の力を最大限引き出すためのきめ細か支援を可能とすることである。
- データの利活用等はこのための手段であり、技術やデータを利活用すること自体が目的化しないようにする必要がある。
- 教育データを利活用する主体は、児童生徒(学習者)、保護者、教職員、学校、学校設置者、行政機関、大学等の研究機関などであるが、「学習者」(保護者を含む)が受益者となるよう、各主体が取り組んでいく必要がある。

(2) 最新・汎用的な技術を活用すること

- 今後、教育データを教育・学習に十全に活用していく上では、部分的に局所最適となる仕組みやシステムではなく、なるべく相互互換性や流通性を確保することが必要である。教育データを利活用するための技術は世界的に急速に発展していることから、諸外国の最先端の知見の取り込みや相互運用性の確保のため、国際標準等を取り入れることが求められる。
- 一方で、学校教育は文化や習慣等に大きく拠る部分もあることから、国際標準等の知見を活用しつつ、我が国の初等中等教育に適した仕組みとしていくことが必要である。

(3) 簡便かつ効果的な仕組みを目指すこと

- 多忙な学校現場において、できるだけ負担をかけず、簡便に、効果が実感できる利活用が図られるような仕組みとすることが重要である。
- 「ワンソース・ワンマスタ」の考え方を原則とし、学校現場、行政、事業者等の学校教育の関係者がそれぞれデータを重複して入力せず、便利に利活用できるように仕組みを構築する必要がある。その際、データ入力等の前提となる用語の定義の明確化等を図る必要がある。

(4) 安全・安心を確保すること

- 児童生徒は基本的に未成年者であることも踏まえ、「教育データ利活用」と「安全・安心」の両立が実現されるよう、プライバシーの保護等を万全としつつ、安全・安心に利活用が図られる仕組みやルールとする必要がある。
- 個人のデータの流通・利用は、本人の理解や納得の上で行われる必要があり、本人の望まない形で行われることによって、個人が不利益を受けることのないようにする必要がある。

(5) スモールスタート・逐次改善していくこと

- 教育データ利活用は日進月歩であることに加え、現時点において、どのような利活用の効果が最も高いのか等を俯瞰的に判断することは容易ではない。安全・安心の確保の観点からも、様々なユースケースを蓄積・共有し、研鑽を積み重ねながら取組を進め、効果のあるものを広げていく必要がある。
- このため、完全かつ全国一斉の特定の利活用方法の実現を一度に目指すのではなく、段階的に取組をはじめ、改善を図っていくアプローチとすることが必要である。

教育データ利活用の4層の分類の考え方

分類	具体例	論点整理(中間まとめ)の構成
①サービス層	データの可視化、 個別支援リコメンド、 データ連携等	学校現場における利活用(公教育データの一次利用) ビッグデータの利活用(公教育データの二次利用) 生涯を通じたデータ利活用(個人活用データ)
②リソース層	デジタル教科書・教材、 テスト、活動履歴等	
③データ インフラ層	学校ID、学習内容ID、 学習者ID等	教育データの標準化
④物理・通信層	ネットワーク環境、 コンピュータ端末、クラウド環境	

○本会議の議論の中では、

- ①サービス層の「何がやりたいか」や「何が必要」かという議論を先行させて、②リソース層や③データインフラ層に反映させるべきとの考え方
- ①サービス層は学校や事業者等の創意工夫に任せ、②リソース層や③データインフラ層を先行して決めていくべきとの考え方
との優先順位の設定に関して大きく2つの意見があった。

○ ①サービス層と②リソース層・③データインフラ層は、それぞれ相互に作用・影響するものであることから、どちらかだけを先に検討することではなく、それぞれ暫定で案を設けられる場合は案を置き、相互の影響を考慮しながら改良していく観点が重要である。